

# 鹿児島市森林整備計画

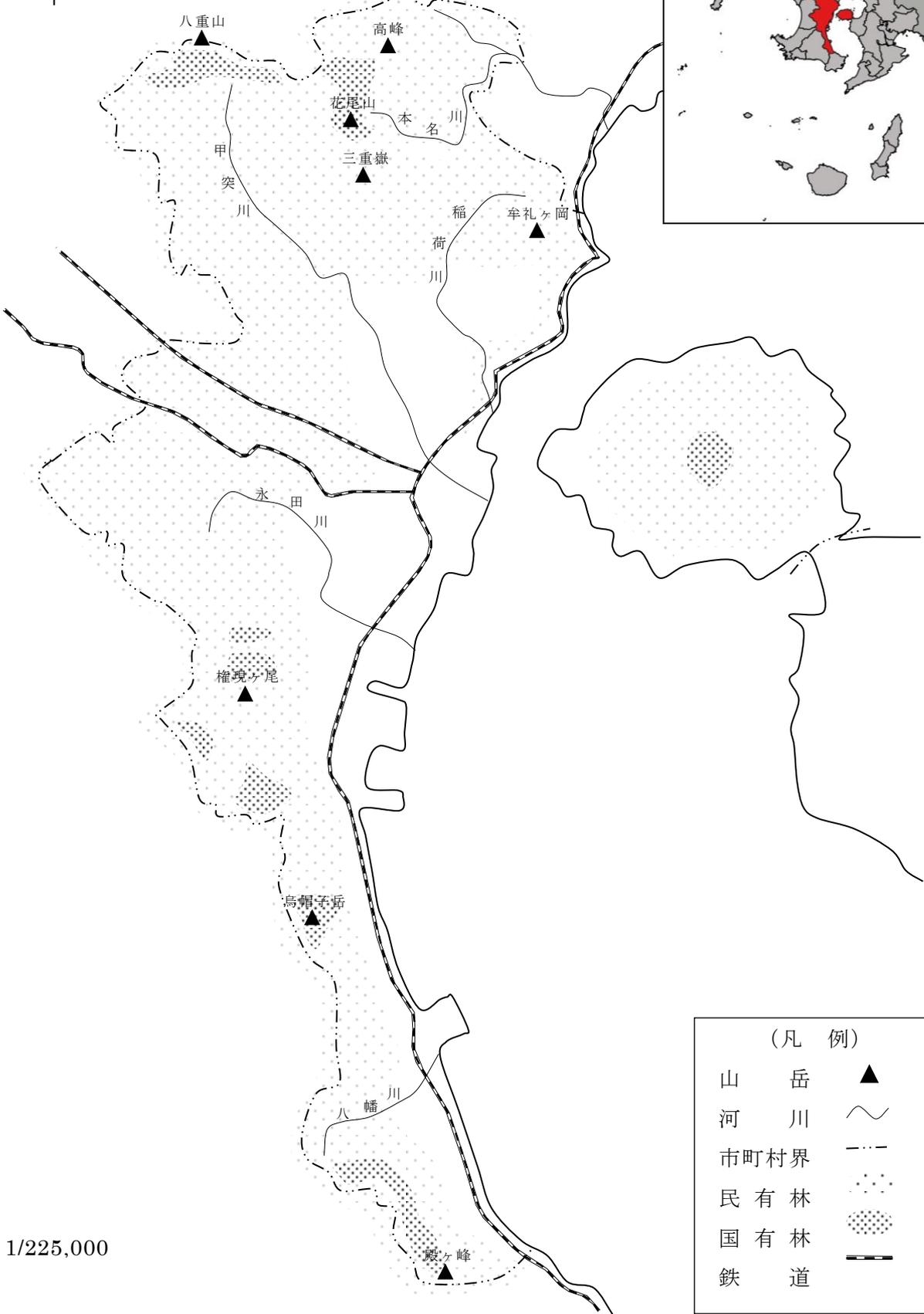
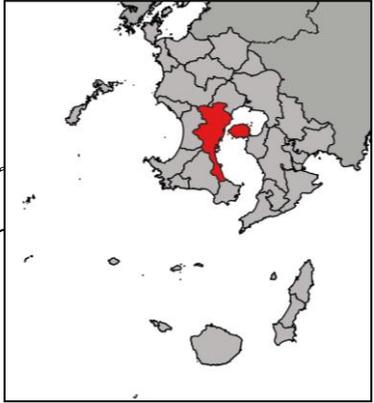
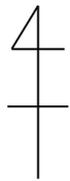
計画期間

自 令和 6年 4月 1日

至 令和16年 3月31日

鹿児島市

# 鹿児島市位置図



(凡例)

山岳	▲
河川	〰
市町村界	- · - ·
民有林	· · · ·
国有林	× × × ×
鉄道	— — — —

1/225,000

# 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
	1 森林整備の現状と課題	
	2 森林整備の基本方針	
	3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
	1 樹種別の立木の標準伐期齢	
	2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
	3 その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	7
	1 人工造林に関する事項	
	2 天然更新に関する事項	
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準	
	4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
	5 その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
	2 保育の種類別の標準的な方法	
	3 その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	3 その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	23
	1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
	2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
	3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
	4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
	5 その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	24
	1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
	3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
	4 その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	25
	1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
	2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
	3 作業路網の整備に関する事項	

4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項 .....	30
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ⅲ	森林の保護に関する事項 .....	34
第1	鳥獣害の防止に関する事項 .....	34
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病害虫の駆除及び予防, 火災の予防その他の森林の保護に関する事項 .....	35
1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項 .....	37
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項 .....	38
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	
(付)	参考資料 .....	41

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市の森林面積は、令和6年度において30,422haで市域の約56%を占めており、林産物の供給、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮を通じて市民生活に恩恵をもたらしています。また、近年、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与など、森林への要請は多様化してきております。

しかしながら、木材価格の低迷による林業採算性の悪化、林業就業者の減少、高齢化等や森林所有者の経営規模が小さいこと、相続による所有権移転がなされていないため所有者がはっきりしない森林も多いことなどから森林施策が進まず、間伐などの適正な管理が行われていない森林が増加しています。

本市の森林の4割を占めるスギ、ヒノキ等の人工林が資源として利用可能な時期を迎えつつあるなか、木材の有効利用と合わせ、林内路網や高性能林業機械など林業生産基盤の整備等による木材生産機能の強化が求められております。

また、山崩れ等の山地災害を防ぐ治山施設の整備、松くい虫被害の防除など森林の保護による自然環境の保全等公益的機能を果たす健全で豊かな森林づくりが必要となっています。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

##### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

##### イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

##### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

##### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

##### オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化、教育的活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進するとともに、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険度が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林指定やその適切な管理を推進し、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を図る。

エ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。

また、保健のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

#### カ 生物多様性保全機能

属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

#### キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

南薩流域森林・林業活性化協議会を通じて、県、市、林業事業体及び森林管理署並びに森林所有者等が連携し森林施業の共同化、林業担い手の育成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的かつ組織的に推進する。

なお、持続可能な森林経営を推進するため、森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者等について、森林の施業や経営の委託に関する情報提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業事業体等への施業の長期委託を進める。

さらに、森林経営の受託等が円滑に進むよう森林組合などの林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進する。

## Ⅱ 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、公益的機能の発揮と平均伐採齢及び森林の構成等を勘案して、下表のとおりとする。

なお、下表の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採限度として用いられるものであり、当該林齢に達した時点での立木の伐採を促すためのものではない。

[樹種別の立木の標準伐期齢]

単位：年

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	35	40	30	40	10	20

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性、下流域の人家等も考慮して、1箇所当たりの伐採面積を設定することとし、伐採に制限がない森林であっても10ha以下とする。

また、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保するものとし、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

併せて伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の的確な更新を図ることとする。また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工等を設けるものとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採

後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下の伐採)とする。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア〜クに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効果的な循環利用を考慮して多様化及び長期化を図る。

ウ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。

エ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m以上）の保護樹帯を確保する。また、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

オ 伐採後確実に更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐による適確な更新が図られるよう配慮する。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、地形、土壌等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮する。

カ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、風致の維持を図るため溪流周辺や尾根筋等にできる限り保護樹帯を設置する。

キ 育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、「鹿児島県の長伐期施業の手引き（平成16年10月鹿児島県林務水産部作成）」を参考に、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、構成樹種及び林分構造等を勘案して行う。

ク 上記のア〜キに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木伐採方法に関する事項を踏まえる。また集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法」を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・

搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号  
林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、事前に周辺住民への説明等の配慮を十分に行うものとする。

## 第2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して、多面的機能の回復・維持を図るため、更新すべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請を考慮し、人工造林又は天然更新によることとする。

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林や木材の持続的かつ効率的な供給が見込まれる森林について行うこととする。

特に採算性が見込める人工林伐採跡地については、再造林を進めることとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

対象となる樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

また、多様な森林を造成する観点から、広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

なお、苗木の選定については、生長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の選択に努めるものとする。

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、その他有用樹種	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽について、「複層林施業の要点（平成4年3月鹿児島県林務水産部作成）」を参考にするとともに、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲以外で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当課等とも相談のうえ、適切な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ・ヒノキ	疎仕立て	1,500	
	中仕立て	2,000~3,000	
クヌギ	疎仕立て	1,500	
	中仕立て	2,000~3,000	
	密仕立て	4,000	

#### イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法について、下表のとおりとする。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。寒害の発生しやすい林地等においては、筋刈りや坪刈りによる地ごしらえを必要に応じて行う。 但し、シカの食害の恐れのある箇所については、植栽地の外縁部に高さ概ね1m以内で枝条等を整理できるものとする。 また、作業効率を向上させるため、路網及び伐採方法等を勘案して伐採との一貫作業も行う。
植付けの方法	植え付けは、植え穴を概ね30~40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。
植栽の時期	2月上旬から3月中旬までを標準とした春植えが一般的であるが、自然条件や苗木の種類等に応じて適切な時期を決定する。 また、コンテナ苗を利用し、植栽時期の平準化を図る。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に植栽するものとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、的確な更新が図られる森林において行うこととする。

#### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木となりうる樹種を対象とし下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	アカメガシワ、タブノキ、カシ類、シイ類等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数並びに天然更新補助作業について以下のとおり定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数として下表のとおりとする。

単位：本/ha

樹種	期待成立本数※1	天然更新すべき立木の本数※2
2(1)の対象樹種	6,000	2,000

※1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の5年生時点での期待される成立本数

※2 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度3以上となる本数

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、下層植生、立地条件、前生樹等を勘察し、天然下種更新の場合、稚樹の発生・生育が不十分な箇所において、必要に応じて、刈り出し、地表かき起し、植込み等を行う。ぼう芽更新の場合、更新対象樹種のぼう芽枝の発生状況を確認し、必要に応じて芽かきや植込み等を行う。

天然更新補助作業の標準的な方法について、下表のとおりとする。

区分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条処理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い、幼稚樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる。

ウ その他天然更新の方法

更新が未了と判断された場合は、速やかに植栽や追加的な更新補助作業を

検討する。

また、天然更新完了の判断基準については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成 19 年 8 月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が 0.5m 以上、ha 当たりの密度が 2,000 本以上確認された場合に更新完了とする。

なお、保安林等の制限林については、その制限に定める施業要件に従い植栽を行うものとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の早期回復及び維持を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に天然更新を行うものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を行うものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし、Ⅳの 1 の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

## 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

### (1) 造林の対象樹種

#### ア 人工造林の場合

1 の (1) によるものとする。

#### イ 天然更新の場合

2 の (1) によるものとする。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地での植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育

し得る最大の立木の本数として想定される本数を 6, 000 本とする。

また、対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

## 5 その他必要な事項

造林に当たっては、次の事項に留意し、森林施業を行うとともに、造林の推進に努めるものとする。

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地ごしらえを行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意する。

イ 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を行う。

ウ シカ等による食害の恐れがある地域については、造林樹種の選定にあたり、嗜好性の低い樹種を検討し、併せて、鳥獣被害防止柵等を設置するなど、造林後の食害防止に努めることとする。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で行うものとする。

実施にあたっては、「鹿児島県育林技術指針（平成18年11月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき、森林の現況及び経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法、間伐率等を定め行うものとする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入の検討に努めるものとする。

#### [間伐シミュレーション]

樹種	区分	間伐時期				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	18	25	36	53	初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。
	樹高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率(%)	27	26	26	27	
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢(年)	22	34	48		2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。
	樹高(m)	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率(%)	27	28	26		
	残存本数(本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25~30%、⑤植栽本数は3,000本、⑥初回間伐前の本数は2,700本、⑦木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針（平成 18 年 11 月鹿児島県林務水産部作成）」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて、実施時期及び方法を定め実施する。

### 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法	備考
		1～5	6～10	11～15	16～20		
下刈り	スギ ヒノキ	年1回				下記のとおり	
つる切り			2回				
除伐			1～2回				
枝打ち			1回（優良材生産のみ）				

#### 《標準的な方法》

下刈り：下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するため、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な実施時期及び作業方法を選定して行う。

一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の 1.5 倍以上になるまで実施する。通常年 1 回、5～9 月頃実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に 2 年目、3 年目）には、5 月～9 月にかけて 2 回刈りを行う。

つる切り：つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。

つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に 2 回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる 6～7 月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

除伐：除伐は、下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな生長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15 年生くらいの際に 1 回ないし 2 回実施する。

1 回目：林冠がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目：1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

枝 打 ち：枝打ちは、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

実施にあたっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないように適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11～3月の生育休止期に行う。なお、詳細については、「枝打ち技術指針（昭和56年3月鹿児島県林務部作成）」を参照するものとする。

### 3 その他必要な事項 特になし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の实情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

また、林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

保安林及び自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行う。

### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

#### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域を別表1により定める。

#### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び分散を図ることとする。

なお、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全域	45年 以上	50年 以上	40年 以上	50年 以上	20年 以上	30年 以上

### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

## ア 区域の設定

次の①～③までに掲げる森林の区域を別表1により定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林)  
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等の森林又は山地災害の発生により人命・人家等施設への被害を及ぼすおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等  
具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫(れき)地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(快適環境形成機能維持増進森林)  
防風保安林又は市民の日常生活に密接な関わりを持ち地域の快適な生活環境を形成する効果が高い森林、等  
具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体的となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(保健文化機能維持増進森林)  
保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等  
具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等

イ 施業の方法

施業の方法として以下のとおり定める。

① 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

② 快適環境形成機能維持増進森林

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

③ 保健文化機能維持増進森林

憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図り、美的景観の維持・形成に配慮した施業、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、上記①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を以下のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、上記①～③に掲げる区域のうち、以下の伐期齢の下限に従った森林施業及びその他の森林施業を推進すべきものを別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全域	70年 以上	80年 以上	60年 以上	80年 以上	20年 以上	40年 以上

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域を定める。

また、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を別表1に定め、その基準を以下に示す。

- (ア) 人工林を中心とした森林
- (イ) 災害が発生する恐れのない森林
- (ウ) 林地生産力が高い森林
- (エ) 傾斜が比較的緩やかな森林
- (オ) 林道等や集落からの距離が近い森林

また、区域内において公益的機能別森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

### (2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

## 3 その他必要な事項

特になし

別表 1

区分		森 林 の 区 域		面積 (ha)	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	鹿児島	1~6 10~15 19~32 38~41 44~47 50~52 54 55 57~91 94 95 102 104 107~110 117 119~123 125 ~172 176 177 195~197 200 201 203 204 208 213 216		7,883.83	
	吉田	1~6 8~11 13~15 17~19 21~23 25 26 29 31~33 35~48 50~69		3,081.55	
	桜島	定めない		0.00	
	喜入	1~13 15~52		2,912.33	
	松元	1~32 34~58		3,146.77	
	郡山	1 3~7 10 12~14 17~20 24~44 46~50		3,082.61	
	計			20,107.09	
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	鹿児島	192 211 212 214 215 217~234 236~242 245 246 249~251		3,149.74	
	吉田	定めない		0.00	
	桜島	1 2 4 6~9 12~15 19~21		1,516.42	
	喜入	定めない		0.00	
	松元	定めない		0.00	
	郡山	定めない		0.00	
	計			4,666.16	
	快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	鹿児島	13ア5アウ 13ア6アウオ 13イ1~6,8 15ア24ア~ウ 15イ4イ,10~13 16イ6,8,9イ 17エ2 17オ1,2,3アイ,7 50ク1オ~ケセソ 50ク1ア~ウ クケ 51コ3アアエ 51サ3 52エ1イ~オ,4アアエシ,5ウ 80エ3アウエオキ 80 エ5 92ア3,4 92イ4,5,10,11,12 95ア6ア 95ア7,8,9 115ウ2 ~7,13~17 205ム4,5,6 205エ1イ 205エ2,3,4,6 209フ4イ		41.01
		吉田	17エ2~4,7 17オ6,7,12~14 24エ1~ 8,10,11,19,20,21,22 24オ8,13,14ア 15,16,17,19,21,24,26,27,29 24カ1~9 24ク1~16,18		7.59
		桜島	定めない		0.00
		喜入	34イ31,34,69,70 48ウ163 48オ55,56,58,59,61		2.67
		松元	12ケ2,5,9,12,13 14シ1ア,2,4 18カ1 18カ2イウエオ 26ア2アウエ 26ア6,8~13,16~30,32 28ウ2イウエ 51オ1,5,6,7,11		9.59
		郡山	20イ52,55~60 20ウ14,15,45,52,54 20エ1~5,8~17 20 オ3~6,35,47~49		7.73
		計			68.59

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	鹿児島	183 191	63.55
	吉田	定めない	0.00
	桜島	定めない	0.00
	喜入	定めない	0.00
	松元	定めない	0.00
	郡山	45㍿1 45㍿3 45㍿5	7.12
	計		70.67
木材等の生産機能の維持増進を図るための施業をすべき森林	鹿児島	1～4 6 9 11～13 17 19～32 38～47 50～52 54 55 57～66 68～91 106～110 114 117 120～123 125～ 131 133 134 136～140 143～162 164～171 173 176 177 187 193 195～197 199 201 203～206 208 209 213 216	7,894.67
	吉田	1～6 8～29 31～69	3,478.41
	喜入	1～26 28～52	2,949.65
	松元	1～56 58	3,123.78
	郡山	1～50	3,542.87
	計		20,989.38
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効果的な施業が可能な森林			
鹿児島	72㍿1	17.57	

別表2

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 ※1	鹿児島 1～6 10～15 19～32 38～41 44～47 50～52 54 55 57～91 94 95 102 104 107～110 117 119～123 125 ～172 176 177 195～197 200 201 203 204 208 213 216	7,818.24
		吉田 1～6 8～11 13～15 17～19 21～23 25 26 29 31～33 35～48 50～69	3,033.15
		桜島 定めない	0.00
		喜入 1～13 15～52	2,900.30
		松元 1～32 34～58	3,027.54
		郡山 1 3～7 10 12～14 17～20 24～44 46～50	3,051.71
		計	19,830.94
	長伐期施業を推進すべき森林 ※2	鹿児島 271 617 1172 11±2 11才 12ウ5 12ウ8 12カ3 13757ウ, 67 ウ 1311ア～カ, 2, 37イ, 4ア～ウ, 8ア～ウ 13±3, 4 13才2 13キ10 20才2 21才77 22±11 23ウ4イ 23±9 5217, 10, 17 52±4 80± 37～キ, 5 95767, 7～9	65.59
		吉田 5111, 51±2, 3, 4, 7, 9, 18, 19, 21, 22 5276, 7 53キ8, 9, 30 61カ13, 14, 16, 17, 18, 20 67ウ5才, カ	48.40
		桜島 定めない	0.00
		喜入 4キ26 1311ア～イ 1311才	12.03
		松元 4才1, 3, 5 571 671イ 6719イ 611±, カ 6コ37 6コ5 6才8, 9, 11 6シ37, 5, 8, 9, 11, 12, 137 7カ2 8ウ16 8±3, 4 8才1 10±1 11 ウ2 11ウ17 11ウ2 14±18ア, イ 14シ17, 2, 4 15才2ウ, 才 18ウ11 18カ1ア～ウ, 2イ～オ 18ウ1, 2, 5, 6, 7 18ウ37, イ 18ウ4 18ウ26 19才67 2076 2672アウ±, 67, 87, 9, 11～13, 167～ウ, 207～ カ, 21～26, 28～30, 32 28ウ2イ～± 35187 35ウ5ア～± 35ウ7 35キ2 35キ3カ～コ 35コ1 35±12 36746 36ウ4ア～ウ 36±8ア～ ± 36±14 36才8ウ, ± 36カ8ア～オ 36キ147 36キ20 37才67, イ 37カ5 37カ107, イ 38キ4 37ウ3, 18 38才1 38コ67 38コ 11, 13, 17 51才1, 5, 6アイ, 11	119.23
		郡山 4才37 1016～9 12±17, 19～21, 28～30 12才1, 3, 18, 20, 22, 23, 41 12カ34, 35 13ウ4, 5, 41 20イ 52, 55～60 20ウ14, 15, 45, 52, 54 20±1～5, 8～17 20才3 ～6, 35, 47～49 28717, 18 47ウ6ア～± 50才387, イ	30.90
		計	276.15

土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 ※3	鹿児島	13757ウ 13767ウオ 1311~6,8 1616,8,9イ 17エ2 17オ 1,2,37イ,7 52エ47イシ 80エ37ウエキ 80エ5 9273,4 92イ 4,5,10,11,12 95767 9577,8,9 115ウ2~7,13~17 191 192 205ム4,5,6 205ヨ1イ 205ヨ2,3,4,6 209チ4イ 211 212 214 215 217~234 236~242 245 246 249 250 251	3,224.31	
		吉田	24エ1~8,10,11,19,20,21,22 24オ8,13,147 15,16,17,19,21,24,26,27,29 24カ1~9 24ケ1~16,18	7.59	
		桜島	1 2 4 6~9 13~15 19~21	1,516.42	
		喜入	定めない	0.00	
		松元	14シ17,2,4 18カ1 18カ2ウエオ 26727ウエ 26767,87,9,11~ 13,16,20~26,28~30,32 28ウ2ウエ 52オ1,5,6,11	9.59	
		郡山	20イ52,55~60 20ウ14,15,45,52,54 20エ1~5,8~17 20 オ3~6,35,47~49 45ウ1 45エ3 45エ5	14.85	
		計		4,772.76	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)※4	鹿児島	定めない	0.00
			計		
		択伐による複層林施業を推進すべき森林 ※5	鹿児島	183	29.99
			吉田	定めない	0.00
			桜島	定めない	0.00
			喜入	定めない	0.00
松元			定めない	0.00	
郡山			定めない	0.00	
計		29.99			
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 ※6	定めない	0.00			

※1 伐期の延長を推進すべき森林の主伐は、標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とする。

※2 長伐期施業を推進すべき森林の主伐は、標準伐期齢の2倍から10年を減じた林齢以上とする。

※3 長伐期施業を推進すべき森林の主伐は、標準伐期齢に2を乗じた林齢以上とする。

※4 複層林施業を推進すべき森林の主伐は、伐採率70%以下、維持材積5割以上とする。

※5 択伐による複層林施業を推進すべき森林の主伐は、択伐率30%以下、維持材積7割以上（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、択伐率40%以下、立木材積Ry0.75以上の伐採材積はRy0.65以下）とする。

※6 特定広葉樹を推進すべき森林の主伐は、次のとおりとする。

【特定広葉樹】

- 標準伐期齢における立木材積が確保されること。

【それ以外】

- 成長量を標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を越えた材積に応じて補正した材積以上
- 特定広葉樹以外の樹種は伐採率に限度は設けない。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体等への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林経営の委託等が円滑に進むよう森林組合などの林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進するとともに、委託を受けた林業事業体等による森林経営計画の作成を促進する。

また、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を推進する。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

### 5 その他必要な事項

森林組合などの林業事業体の中で「意欲と実行力のあるもの」が森林経営の主体となりうるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画作りの段階で必要な森林情報を公平に提供する。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

零細な森林所有者が大半を占める本市において、個人で伐採、造林、保育、間伐等の森林施業や路網の維持管理等を計画的に実施することは困難であることから、施業の共同化を助長し、合理的な森林経営を推進する必要がある。

このようなことから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市・林業事業体・森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備し、地域単位での森林施業の共同化を図っていくこととする。

また、同一区域内の森林経営計画の認定請求者間で森林施業や路網の整備等に関して、相互に連携、協力することとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市、林業事業体、森林所有者等の関係者が合意形成及び国有林との連携に努めるとともに、施業実施協定や森林経営計画の活用等により、森林施業の共同実施、作業路網の整備・維持管理、林業機械の導入を計画的かつ効率的に行い、森林施業の実施を促進する。

また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、森林の機能・管理の重要性についての普及啓発を図り、森林施業の共同化への参画意欲の拡大を図る。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておく。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておく。

ウ 共同施業実施者の一人が ア 又は イ により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにしておく。

### 4 その他必要な事項

特になし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図ることとする。

その際、地形、地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業者の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、路網と林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入するものとする。

特に、公有林、大規模森林所有者有林、森林所有者との長期の施業の委託により施業の集約化・共同化を行い面的なまとまりを持った森林であって、緩～中傾斜の森林においては、路網整備と併せた効率的な森林施業を推進することとする。

なお、作業システムの効果的な運用に必要な路網密度については下表のとおりとする。このうち、路網密度については、木材搬出予定箇所に適用することとし、施業地以外の尾根、溪流、天然林等には適用しないこととする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網 (林道、林業専用道)
緩傾斜地(0° ~ 15°)	車両系	110~250	30~40
中傾斜地(15° ~ 30°)	車両系	85~200	23~34
	架線系	25~75	23~34
急傾斜地(30° ~ 35°)	車両系	60<50>~150	16~26
	架線系	20<15>~50	16~26
急峻地 (35° ~)	架線系	5~15	5~15

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道等の既設路網や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定する。

なお、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対函 番号	備考
春山町～平田町 1～9林班（旧松元町）	613	林道横見 谷線他	12,998	青丸	指定林道

### 3 作業路網の整備に関する事項

路網については、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等にも資する面も有することから、計画的な整備を促進することとする。

また、整備に当たっては、コスト縮減を図りつつ、周辺環境との調和を図ることとする。

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網については、原則として、不特定多数の者が利用する一般車両の走行を想定した「林道」及び特定の者が森林施業のために利用する森林施業用の車両の走行を想定した「林業専用道」に区分する。

林業専用道の整備にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため地形、地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、概ね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとする。

なお、詳細については、「適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）」を基本とし、「鹿児島県林業専用道作設指針（平成23年4月鹿児島県環境林務部作成）」に則って行うこととする。

##### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、次頁とおりとする。

##### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

基幹路網の整備計画

(単位:m, ha)

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長及 び箇所 数	利用 区域 面積	前半 5カ年 の計画 箇所	対 図 番 号	備考
開設	自動車道		旧吉田町	牧之谷線	200	186		9	
			小計	1	200				
		指定林道	旧松元町	横見谷線	400	287	○	38	
		林業専用道	旧松元町	横見谷2号支線	2,200	50	○	31	
			小計	2	2,600				
	合計		3	2,800					
拡張	改良		旧松元町	滝ノ音線	300	34		33	
			小計	1	300				
			合計	1	300				
	自動車道 (舗装)		旧喜入町	帖地支線	300	11		14	
			旧喜入町	松ノ尾線	400	8		17	
			旧喜入町	第2帖地線	500	18		21	
			旧喜入町	久根廣木線	800	42		22	
			旧喜入町	小比良線	800	87		23	
			小計	5	2,800				
			旧松元町	八之久保線	1,000	188		30	
			小計	1	1,000				
	合計		6	3,800					

## ○ 林道一覽(参考)

(単位:m)

位置	路線名	延長(m)	対図番号	備考
旧鹿児島市	三重野支	1,054	1	
旧鹿児島市	鬼燈火谷	3,011	2	
旧鹿児島市	美濃岳	3,311	3	
旧鹿児島市	溝口	1,586	4	
旧鹿児島市	西山・上大谷	2,719	5	
旧鹿児島市	須々原・火之河原	1,480	6	
旧鹿児島市	三重野・松林	2,064	7	
小計	7	15,225		
旧吉田町	飯山	3,517	8	
旧吉田町	牧之谷	2,482	9	
小計	2	5,999		
旧喜入町	鍋尾	502	10	
旧喜入町	旧牧第一	893	11	
旧喜入町	旧牧第二	978	12	
旧喜入町	帖地	1,200	13	
旧喜入町	帖地支	700	14	
旧喜入町	鎌塚	976	15	
旧喜入町	鎌塚第二	360	16	
旧喜入町	松ノ尾	875	17	
旧喜入町	小平	560	18	
旧喜入町	南比良	502	19	
旧喜入町	内保谷	413	20	
旧喜入町	第二帖地	1,456	21	
旧喜入町	久根廣木	2,988	22	
旧喜入町	小比良	3,831	23	
旧喜入町	吉見	4,460	24	
旧喜入町	鍋尾支	216	25	
旧喜入町	鎌塚支	212	26	
旧喜入町	仁座	1,128	27	
旧喜入町	木場	2,649	28	
旧喜入町	樋高大谷	1,180	29	
小計	20	26,079		
旧松元町	八之久保	2,990	30	
旧松元町	横見谷2号支	1,780	31	
旧松元町	横岡	1,900	32	
旧松元町	滝ノ音	550	33	
旧松元町	滝ノ音(支)	360	34	
旧松元町	葛迫	595	35	
旧松元町	入佐永山	540	36	
旧松元町	大谷	1,128	37	
旧松元町	横見谷	4,705	38	
旧松元町	横見谷1号	923	45	
旧松元町	横見谷3号	476	46	
小計	11	15,947		
旧郡山町	永山	2,875	39	
旧郡山町	花尾山	1,236	40	
旧郡山町	鳶ヶ岡	1,529	41	
旧郡山町	平谷	1,700	42	
旧郡山町	山ノ口・嶽	3,923	43	
旧郡山町	峠岩戸	2,270	44	
小計	6	13,533		
	46	76,783		

## (2) 細部路網の整備に関する事項

### ア 細部路網の作設に係る留意点

細部路網については、原則として、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分する。

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えうるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、既設林道等も踏まえながら森林内での作業の効率性が最大となるよう配置することとする。

また、地形、地質、気象条件はもとより、水系や地下構造の資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息、生育の状況なども考慮する。

さらに、森林作業道オペレーター研修終了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとする。

なお、詳細については、「森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知）」を基本とし、「鹿児島県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月鹿児島県環境林務部作成）」に則って行うものとする。

### イ 細部路網の維持管理に関する事項

「鹿児島県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月鹿児島県環境林務部作成）」に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように管理することとする。

## 4 その他必要な事項

林道と施業対象地を有機的に接続し、保育、間伐などの集約的な施業を確保するために森林作業道の整備を促進することとし、また、所有規模が小さく、一体的な施業の実施が期待される地域にあっては、森林所有者などが共同して森林作業道等を開設、利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努めることとする。

そのために、必要な山土場、機材管理施設等の整備を推進し、作業の効率化及び施設コストの低減に努めることとする。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業の担い手の育成については、本市においても、地域の活性化や適正な森林整備の推進を図る上で重要な課題である。

緑の雇用等をはじめとする担い手の育成に向けた国・県・市などの各般の取り組みにより、林業就業者の新規参入の動きが一部見られるものの、未だ十分ではなく、林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。

また、各種研修会、林業技術講習会等の受講を促進し、技術の向上や労働災害の軽減を図るとともに、各種資格取得のための支援を行う。

#### (2) 林業労働者の育成方策

##### ア 林業労働者の育成

林業事業体への施業委託の推進や施業の集約化等に伴う事業量の安定的確保により雇用の安定化、長期化を図るとともに、各種社会保険への加入の促進等により就労条件の向上に努める。

このため、市・林業事業体等の関係者は連携しながら、引き続き、林業労働者の育成に努めるとともに、雇用の場である林業事業体の体質強化に向けた取り組みを積極的に推進する。

##### イ 林業後継者の育成

青年林業士、地域リーダー等の育成確保を図り、情報交換の場の整備及び各種林業技術研修への参加を促進し、林業後継者の育成を図る。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

これまで関係機関等が一体となって、事業体の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも、施業の集約化等による事業量の確保、生産性の向上につながる高性能林業機械等の導入及び活用、路網整備等諸施策を推進し、林業事業体の経営基盤の強化を図る。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の人工林は、その多くが利用期を迎えており、木材生産の形態も間伐から主伐へ移行してきているが、現在の林家の経営規模は零細で、かつ、林道等の基盤整備も十分でないことから機械化の遅れは顕著である。

また、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入は重要な課題である。

今後は林道・林業専用道等路網の整備を図りつつ、地形や作業システムに応じた高性能林業機械の導入あるいはリース等の活用を推進する。

さらに現地における検討会、先進地研修における研修等への参加を促進しオペレーターの養成も併せて行う。

### 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状	将来
伐倒 造材 集材	南薩流域(0～15° 傾斜)	チェーンソー、フォワーダ又は林内作業車	ハーベスタ、グラップルウインチ、フォワーダ
	南薩流域(15～30° 傾斜)	チェーンソー、グラップルウインチ、フォワーダ又は林内作業車	ハーベスタ又はチェーンソー、グラップルウインチ、プロセッサ、フォワーダ
			チェーンソー、スイングヤーダ又はタワーヤーダ、プロセッサ
	南薩流域(30～35° 傾斜)	チェーンソー、グラップルウインチ、フォワーダ又は林内作業車	チェーンソー、グラップルウインチ、プロセッサ、フォワーダ
			チェーンソー、スイングヤーダ又はタワーヤーダ、プロセッサ
南薩流域(35～傾斜)	チェーンソー、グラップルウインチ、フォワーダ	チェーンソー、タワーヤーダ、プロセッサ	
造林 保育 等	地ごしらえ	刈払機	グラップル、刈払機
	下刈り	刈払機	刈払機

国の作業システム検討委員会最終報告より

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

素材生産の担い手は地元素材生産業者や森林組合が主となっており、近隣にある製材工場等への直流を中心とした販売が行われている。

今後は公共施設、一般住宅等の木材化を推進し木材需要拡大を図る観点から、素材の安定供給体制の整備を図る。

また、タケノコ、シイタケ、センリョウ等特用林産物栽培を奨励し、生産の拡大を図り、共同出荷体制の確立に努め、銘柄の確立及び販路の拡大を図る。

木材の流通、販路施設の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販路施設の整備計画は下表のとおりである。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

地域	施設の種類	現状（参考）			計画			備考
		位置	規模 m <sup>3</sup>	対図番号	位置	規模	対図番号	
鹿児島	原木市場	東開町	7,000	△ <sub>1</sub>				現状維持
	ﾌﾟﾗｯﾄ加工場	東開町	20,000	△ <sub>1</sub>				〃
	ﾌﾟﾗｯﾄ加工場	谷山港	10,000	△ <sub>9</sub>				〃
	木製品製造工場	東開町	600	△ <sub>1</sub>				〃
	センリョウ生産団地	下福元町	0.7ha	△ <sub>11</sub>				〃
吉田	農林産物展示販売所	本城町	10,000kg	△ <sub>3</sub>				〃
松元	製材工場	直木町	1,500	△ <sub>4</sub>				〃
郡山	製材工場	油須木町	6,000	△ <sub>5</sub>				〃
	製材工場	花尾町	6,000	△ <sub>12</sub>				〃
	たけのこ集出荷施設	郡山岳町	30,000kg	△ <sub>6</sub>				〃
	特用林産物加工・販売施設	花尾町利用者	50,000人	△ <sub>7</sub>				〃
	特用林産物加工・販売施設	西俣町	90,000kg	△ <sub>8</sub>				〃

4 その他必要な事項  
特になし

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第 1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に基づき、シカにより被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林等について、その被害の状況や生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表 3 により定める。

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
シカ	郡山	1、2、42、43、46、47、49、50	562.01

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

シカによる森林被害の防止又は軽減を図るため、「第二種特定鳥獣(ニホンシカ)管理計画(第6期計画)」(令和4年3月鹿児島県環境林務部自然保護課策定)や「鹿児島市鳥獣被害防止計画」(令和5年度策定)等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況の把握とその結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、広域一斉捕獲等国や地方自治体等の関係機関と連携した被害対策に取り組む。

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、森林被害のモニタリングを推進するとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害等の森林被害に対応する抵抗性の高い森林整備に努める。

特に松くい虫被害については、桜島地域において近年増加傾向にあることから、航空防除による予防や被害木の伐倒駆除等を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めるとともに、地域住民に対する普及活動を推進し、地域一体となった健全な森林育成に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、行政機関、森林組合等の事業体、森林所有者等と連携を図る。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣（シカ以外）による森林被害を受けた場合は、「鹿児島市鳥獣被害防止計画（令和5年度策定）」等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止や軽減を図るとともに、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止や軽減を図る。

併せて、野生鳥獣との共存を図る観点からも、立地条件を踏まえながら、伐採跡地への広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹の混交林化などの森林整備を促進するとともに、林業採算性の低い森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進することとする。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災防止の普及啓発並びに森林法等に基づく制限林の巡視を必要に応じて行う。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「鹿児島市火入れに関する条例」（昭和 59 年 10 月 20 日条例第 35 号）によるものとする。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分については特に定めない。

森林の区域	備考
該当なし	

### (2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

保健機能森林の区域については、特に定めない。

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当する地域がないことから、造林、保育、伐採その他の施業の方法については特に定めない。

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

###### （1）森林保健施設の整備

森林保健施設の整備については特になし。

###### （2）立木の期待平均樹高

該当する地域がないことから特になし。

##### 4 その他必要な事項

特になし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
市街地	7~10、14~17、32~38、43、48、53、56、57、61~64、92~120、124~126、128、130~135、137、142、172~186、188、189、196	2, 197.72
旧市北東部	187、190~195、197~217	1, 220.65
谷山	1~6、11~13、18~31、39~42、44~47、50~52、54、55、58~60、65~91	3, 894.60
吉田	1~69	3, 499.42
桜島	218~251、1~22	4, 674.52
喜入	1~52	2, 959.61
松元	1~58	3, 163.23
郡山・旧市北西部	1~50 121~123、127、129、136、138~141、143~171	5, 627.35

### (2) その他

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

#### ① 森林の経営に関する長期の方針

ア 40年以上の期間に係る森林の経営についての基本方針及び5年ごとの伐採立木材積と造林面積

イ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ウ 持続的な森林の経営を推進するために必要な作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する40年以上の方針

#### ② 森林の現況並びに伐採計画及び造林計画

ア 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林とその他森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積、間伐施業履歴、主伐施業履歴

イ 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法

ウ 造林する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材

## 積及び伐採方法

エ 保育の種類別の面積

オ 計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係る森林の樹高

カ 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育その他の施業の計画

キ IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

ク IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

### ③ 森林の保護に関する事項

ア IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

イ 森林の保護を目的とした火入れを実施する森林について時期・目的

ウ 天然林の保全方針

### ④ 作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する計画

ア 計画期間内に設置を予定する作業路網その他施設（土場や作業場）について、作業路網等の起終点及び路線名

## 2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からのUJターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山林地域への定住を促進する。

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市で実施する森林整備事業や林道整備事業で森林整備に関する住民の理解と、県、市のほか各種団体が開催する各種イベントやボランティア活動を促進し地域振興を図る。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

自然遊歩道周辺においては、山林が多く残されており、身近な生き物の生息・生育の場となっているばかりでなく、市民の憩いの場ともなっているため、景観を考慮した森林整備を推進する。

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

ボランティア団体、企業と一体となった市民と協働の森林づくりを進める。

また、鹿児島地域林業振興協議会の行う地域住民参加の森林づくり等に積極的に参加し、地域が一体となった森林整備を推進する。

### (2) その他

ボランティア団体などから森林作業体験や林業に対する支援について斡旋

依頼があった場合は、市有林などの場所の紹介や森林所有者の紹介など積極的に協力することとする。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林環境譲与税を活用し、適切な森林管理を図るため、森林所有者の意向調査や森林整備等を実施する。

## 7 その他必要な事項

### (1) 国土保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

山地災害危険箇所等については、治山対策により保全に努めることとする。

また、水源地上流の森林についての伐採は、再生林を前提において最小限にとどめるよう努めることとする。

### (2) 公有林の整備に関する事項

市有林・分収林において、森林の有する水源かん養等多面的機能の維持増進のため、除間伐等の森林施業を計画的に実施する。

### (3) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を推進する。

### (4) 森林施業に関する技術及び知識の普及、指導に関する事項

森林施業の技術・知識については適正な間伐等の実行確保を図るため、各指導機関、森林組合等林業事業者との連携をより密にし、普及啓発に努める。

### (5) 竹林の整備

本市において、放置竹林の拡大とそれに伴う森林の荒廃が見受けられ、拡大した放置竹林では、森林の有する水源かん養・国土保全・生物多様性保全等の公益的機能の低下や里山の景観が損なわれることなどが懸念されている。

このようなことから、タケノコ生産林においては、「鹿児島県特用林産振興基本方針（平成30年3月鹿児島県林務水産部林業振興課作成）」に基づく整備を推進することとし、それ以外の放置竹林については、森林の公益的機能の発揮等勘案し、適正な竹林の整備、管理を推進する。

また、ボランティア活動団体などによる森林づくり活動の推進、森林所有者に手入れされないまま放置された里山を、森林づくり活動への参加希望者（ボランティア）に情報提供するなどし、適正な森林整備に努める。

付属資料

1 市町村森林整備計画概要図

別添のとおり

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

		総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	605,846	281,133	324,713	84,416	43,199	41,217	103,301	48,790	54,511	118,597	55,611	62,986	166,776	79,182	87,594	132,756	54,351	78,405
	平成27年	599,814	279,108	320,706	80,965	41,501	39,464	88,425	41,841	46,584	114,255	53,665	60,590	156,076	73,041	83,035	145,300	60,751	84,549
	令和2年	593,128	276,130	316,998	75,680	39,072	36,608	76,557	36,381	40,176	97,591	45,144	52,447	146,890	67,935	78,955	158,804	67,201	91,603
構成比 (%)	平成22年	(100.0)	46%	54%	14%	15%	13%	17%	17%	17%	20%	20%	19%	28%	28%	27%	22%	19%	24%
	平成27年	(100.0)	47%	53%	13%	15%	12%	15%	15%	15%	19%	19%	19%	26%	26%	26%	24%	22%	26%
	令和2年	(100.0)	47%	53%	13%	14%	12%	13%	13%	13%	16%	16%	17%	25%	25%	25%	27%	24%	29%

(注) 1. 資料は国勢調査とする。

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	平成22年	279,730	3,212	183	305	3,700	39,284	214,720	22,026
	平成27年	269,760	3,193	186	219	3,598	40,046	216,355	9,761
	令和2年	271,403	2,895	195	212	3,302	38,986	221,555	7,560
構成比 (%)	平成22年	100.0	1.1%	0.1%	0.1%	1.3%	14.0%	76.8%	7.9%
	平成27年	100.0	1.2%	0.1%	0.1%	1.3%	14.8%	80.2%	3.6%
	令和2年	100.0	1.1%	0.1%	0.1%	1.2%	14.4%	81.6%	2.8%

(注) 1. 資料は国勢調査とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積				林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地	計	森林	原野	
実数 (ha)	平成22年	54,706	1,081	503	370	208	29,825	29,825	-	23,800
	平成27年	54,757	1,136	428	407	301	29,519	29,519	-	24,102
	令和2年	54,758	949	334	312	303	29,911	29,911	-	23,898
構成比 (%)			1.73%	0.61%	0.57%	0.55%	54.62%	54.62%		43.64%

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。

## (3) 森林転用面積

(単位：ha)

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成12年	596	94	81	169	21	138	93
平成24年	99	27		18	3	11	40
令和4年	95	22		2	1	1	69

(注) 1. 平成12年の資料は農林業センサス、平成24年及び令和4年の資料は県森林経営課とする。

## (4) 森林資源の現況等

## ①保有者形態別森林面積

所有形態		総面積		立木地			その他 ha	人工林率 (B/A) %
		面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha		
総数		30,422	100	26,710	12,929	13,781	3,712	43
国有林		3,185	10	2,748	2,083	665	437	65
公有林	計	2,263	7	1,360	485	876	903	21
	都道府県有林	166	1	157	106	50	9	64
	市町村有林	2,098	7	1,204	379	825	894	18
	財産区有林	0	0	0	0	0	0	0
私有林		24,974	82	22,602	10,362	12,240	2,372	41

(注) 1. 国有林については森林管理署の資料、私有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等より。

2. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

## ②在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 (人)	平成2年	24,873	23,348	1,525	1,281	244
	平成12年	24,841	23,578	1,263	850	413
	平成22年	-	-	-	-	-
構成比 (%)	平成2年	100.00%	93.87%	6.13%	5.15%	0.98%
	平成12年	100.00%	94.92%	5.08%	3.42%	1.66%
	平成22年	-	-	-	-	-

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。

③民有林の齢級別面積

(単位：ha)

区分	齢級別	齢 級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
民有林		147	203	113	1,607	672	296	344	922	1,311
人工林計 主要樹別面積		104	150	17	18	41	165	244	489	743
	スギ	91	136	7	10	19	77	111	272	412
	ヒノキ	1	2	4	3	6	28	89	153	313
	マツ	2					1	1	1	1
	クヌギ	10	11	6	4	14	43	39	58	16
	その他		1		1	2	16	4	5	1
天然林		43	53	96	1,589	631	131	100	433	568
(備考)										

(注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考とし、9齢級までを記入している。

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数					
1～3ha	1,184	10～20ha	18	50～100ha	3	
3～5ha	117	20～30ha	4	100～500ha	1	
5～10ha	50	30～50ha	3	500ha以上	0	
					総 数	1,380

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備 考
基幹路網	46	77	
うち林業専用道	0	0	

(イ) 細部路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	19	8.8	

注) ⑤の2表については、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日14林整整第580号林野庁整備課長通知)5の(3)、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について(平成21年5月29日21林整計第87号林野庁長官通知)第6の2、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領の運用について(平成20年3月31日19林政経第307号林野庁長官通知)第5の2及び森林環境保全整備事業実施要領の運用の一部改正について(平成23年5月17日23林整整第101号林野庁整備課長通知)により廃止された造林作業道実施基準例の送付について(昭和57年6月4日57-12林野庁造林課長通知)に基づき作成された管理台帳等に登載された路線等を記載することとする。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
該当なし		

- (注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。  
2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額 (単位：百万円)

総生産額 (A)		2,034,370
内	第1次産業	7,186
	うち林業 (B)	337
訳	第2次産業	269,132
	うち木材・木製品製造業 (C)	-
第3次産業		1,744,622
B + C / A		-

- (注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。  
市町村民所得推計 (県統計課)

②製造業の事務所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	444	11,676	3,461,785
うち木材・木製品製造業 (B)	14	194	67,100
B / A	3.15%	1.66%	1.94%

- (注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。  
2. 製造業には、林業が含まれない。  
3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(H28年4月1日現在)

区分	組合・事業者数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	123	90	(名称：かごしま森林組合)
生産森林組合	4	26	22	(名称：直木生産森林組合他)
素材生産業	21			
製材業	10			
合計	36			

- (注) 1. 資料は鹿児島県森林林業統計による

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	15			15			
索道	3			3			
リモコンウインチ	1			1			無線操縦による木寄機
自走式搬器	5			5			リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車	4			4			林内作業車
ホイールトラクタ	2			2			主として索引式集材用
フォークリフト	1			1			
動力枝打機	2			2			自動木登式
クレーン付きトラック	9			9			主として運材用のトラック
グラブローダ付きトラック	4			4			主として運材用のトラック
ショベル系掘削機械	10			10			
チェーンソー	107			107			
刈払機	78			78			
植穴掘機	5			5			
樹木粉碎機	1			1			
計							
(高性能機械)							
フェラーバンチャー	0						伐倒、木揃用の自走式
スキッダ	3			3			索引式集材車両
プロセッサ	9		2	7			枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	1			1			伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	13		2	11			積載式集材車両
タワーヤーダ	0						タワー付き集材機
スイングヤーダ	2		1	1			旋回可能なブーム付き集材機
その他の高性能林業機械	11		4	7			上記7機種以外の高性能林業機械
グラブローダ	0						玉切、集積用自走機

(注) 1. 資料は、R4県林業機械保有状況調査より。

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		ナメコ	
				生	乾		
生産量	37,000m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	千本	20,587kg	293kg	kg	
生産額(百万円)	482			13	2		

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積)	経営管理実施権 設定の有無
鹿R2集-郡1~18	花尾町	5.07ha、スギ・ヒノキ、44~79年、2,446m <sup>3</sup>	○
鹿R3集-郡1~41	郡山町、花尾町	9.23ha、スギ・ヒノキ、48~68年、4,058m <sup>3</sup>	
鹿R3集-喜1~7、10、11、13~16	喜入生見町	1.02ha、スギ・ヒノキ、40~60年、505m <sup>3</sup>	
鹿R3集-吉1~14	本名町	5.01ha、スギ・ヒノキ、52~98年、2,485m <sup>3</sup>	
鹿R3集-松1~27	四元町	5.75ha、スギ・ヒノキ、30~65年、2,844m <sup>3</sup>	
鹿R4集-郡1~95	郡山町、西俣町	24.52ha、スギ・ヒノキ、20~85年、11,385m <sup>3</sup>	
鹿R4集-喜1~23	喜入生見町	3.63ha、スギ・ヒノキ、27~75年、1,676m <sup>3</sup>	○ (1.05haのみ)
鹿R4集-吉1~52	本名町、本城町	19.76ha、スギ・ヒノキ、29~111年、11,030m <sup>3</sup>	
鹿R4集-松1~38	入佐町、四元町	10.46ha、スギ・ヒノキ、40~70年、4,948m <sup>3</sup>	